

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

湯梨浜町では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。



お問い合わせ先

暮らしサポートセンターゆりはま

電話：0858-35-2351

ファクシミリ：0858-35-4143

受付時間：（月～金曜日 8:30～17:00）

所在地

湯梨浜町はわい長瀬584
町社協羽合支部内

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

| 項目 | チェック欄 | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------------------|------|------|------|------|-----------|-----|------|------|------------|-----|-----|-----|
| 離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？ | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | |
| 資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※湯梨浜町の場合 (単位：万円) | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>7.8</td><td>11.5</td><td>14.0</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>3.4</td><td>4.1</td><td>4.4</td></tr></tbody></table> | | | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | 収入基準額（月額） | 7.8 | 11.5 | 14.0 | 支給家賃額（上限額） | 3.4 | 4.1 | 4.4 |
| | | 単身世帯 | 2人世帯 | 3人世帯 | | | | | | | | | |
| 収入基準額（月額） | 7.8 | 11.5 | 14.0 | | | | | | | | | | |
| 支給家賃額（上限額） | 3.4 | 4.1 | 4.4 | | | | | | | | | | |
| 上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？ | <input type="checkbox"/> | | | | | | | | | | | | |

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の暮らしサポートセンターゆりはまにご相談ください。